

県南広域振興局長告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年3月1日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1（1）路線名 江刺室根線
  - （2）供用開始の区間
    - ア 一関市大東町中川字篠ヶ崎147番1地先内
    - イ 一関市大東町中川字篠ヶ崎156番1地先内
    - ウ 一関市大東町中川字川又29番1地先から鳥海字川又13番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月1日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
    - イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで
- 2（1）路線名 本吉室根線
  - （2）供用開始の区間
    - ア 一関市室根町矢越字千刈田77番地先から108番3地先まで
    - イ 一関市室根町矢越字千刈田38番1地先から字高沢78番7地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月1日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
    - イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで
- 3（1）路線名 一関大東線
  - （2）供用開始の区間 一関市東山町松川字滝の沢平101番2地先から111番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月1日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
    - イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで
- 4（1）路線名 花泉藤沢線
  - （2）供用開始の区間 東磐井郡藤沢町黄海字辻山240番4地先から字河吉38番8地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月1日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
    - イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで
- 5（1）路線名 沖田渋民線
  - （2）供用開始の区間
    - ア 一関市大東町沖田字堀合18番4地先から19番2地先まで
    - イ 一関市大東町沖田字向山下62番地先から字赤菅7番地先まで
    - ウ 一関市大東町沖田字霞沢73番1地先内
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月1日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで

6(1) 路線名 薄衣舞川線

(2) 供用開始の区間 一関市川崎町門崎字銚子267番2地先内

(3) 供用開始の期日 平成23年3月1日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで

7(1) 路線名 長坂東稲前沢線

(2) 供用開始の区間 一関市長坂字北山谷207番2地先から207番1地先まで

(3) 供用開始の期日 平成23年3月1日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで

8(1) 路線名 沖田田原線

(2) 供用開始の区間 一関市大東町鳥海字西丑石99番5地先内

(3) 供用開始の期日 平成23年3月1日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで

9(1) 路線名 松川千厩線

(2) 供用開始の区間 一関市千厩町磐清水字蓬田37番1地先から字北山21番1地先まで

(3) 供用開始の期日 平成23年3月1日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成23年3月1日から同年4月1日まで